# 大阪大学産業科学研究所試作工場の利用に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、大阪大学産業科学研究所試作工場（以下「試作工場」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第２条 試作工場の施設とは、機械加工室とする。

（オープンショップ）

第３条　試作工場にオープンショップを設置する。オープンショップでは、利用の承認を受けた者（以下「設備等利用者」という。）が試作工場の設備を使用して加工することができる。

２　オープンショップを利用するためには所定の安全講習を受講していなければならない。

３　オープンショップにおいて利用する設備（以下「登録設備等」という。）及び利用に要する費用は、別表１に定める。

４　オープンショップの利用は、第５条の（３）及び（４）を除くものとする。

（利用の形式）

第４条　試作工場の利用形式は、次の３種類とする。それぞれの利用方法は試作工場利用案内に定める。

（１）工作依頼をする
　　試作工場の工場員が加工する。

（２）オープンショップの設備を利用する
　　設備等利用者が登録設備等を使用して加工する。

（３）オープンショップの消耗品を利用する
　　設備等利用者がネジなどの消耗品を消費する。

（利用資格）

第５条　試作工場を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）産業科学研究所（以下「本研究所」という。）の構成員。

（２）企業リサーチパーク利用者及びナノテクオープンラボ利用者。

（３）前２号を除く大阪大学構成員。

（４）本研究所と共同研究を行う企業。

（５）その他試作工場の長が特に必要と認めた者。

（利用の申請）
第６条　試作工場を利用しようとする場合は、試作工場が定めた様式に従い、利用申請を行い、承認を得なければならない。
２　試作工場の長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

（利用承認の取消し等）
第７条　試作工場の長は、設備等利用者が第１０条及び１１条に違反し、又は試作工場の利用に重大な支障を生じさせたときは、前条第２項の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

（利用料金）
第８条　設備等利用者は、試作工場の利用に要する費用（以下「利用料金」という。）を納付するものとし、その金額は別表１及び別表２に定める額とする。

（利用料の請求と支払い）
第９条　利用料金は、四半期毎に集計し、通知書をもって請求を行う。
２　支払いは運営費交付金等による予算振替、又は本研究所指定口座への振込とする。その際の振込手数料は、設備等利用者の負担とする。

（目的外利用の禁止）
第１０条　設備等利用者は、利用の承認を受けた目的以外に試作工場を利用し、又は第三者に利用させてはならない

（秘密等の保持）
第１１条　試作工場の長、工場員等の関係する教職員及び設備等利用者は、試作工場の利用において知り得た相手方の秘密、知的財産等を書面による同意なしに公開してはならない。

（損害賠償）
第１２条　設備等利用者は、故意又は重大な過失により、登録設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

附　則
この内規は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この改正は、令和元年１０月１日から施行する。ただし、別表２の改正について、令和元年９月３０日までに利用の承認を得た者の当該利用料金については、従前の利用料金とする。

附 則

この改正は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表２の改正について、令和６年３月３１日までに利用の承認を得た者の当該利用料金については、従前の利用料金とする。

別表1　オープンショップの登録設備及び利用に要する費用

オープンショップが利用できる者

| 試作工場の利用に関する内規の（利用資格）第5条による分類 | | オープンショップ 自主加工 | オープンショップ 消耗品利用 |
|---|---|---|---|
| （1） | 産業科学研究所の構成員 | 30分100円 | ○ |
| （2） | 企業リサーチパーク利用者<br>ナノテクオープンラボ利用者 | | |
| （3） | （1）（2）を除く大阪大学構成員 | 不可 | 不可 |
| （4） | 本研究所と共同研究を行う企業 | 不可 | 不可 |
| （5） | その他試作工場の長が特に必要と認めた者 | 30分200円 | 倍額 |

○（利用資格）第5条（1）の所属する研究室の四半期におけるオープンショップ
利用料（設備利用と消耗品の合計）が、5,000円を超えるときは5,000円を上限とする。
但し、（4）は倍額の10,000円とする。なお、1,000円以下は不徴収とする。
○（利用資格）第5条（2）の者は、（1）に適用する上限及び不徴収は適用しない。
○（利用資格）第5条（3）及び（4）の者は、オープンショップを利用できない。
○（利用資格）第5条（5）の者に適用する上限は、（1）に適用する利用料の倍額の
10,000円とする。なお、1,000円以下は不徴収とする。

機械加工室　オープンショップ設備

○（利用資格）第5条（1）及び（2）の者は、下表の設備のどれを使用しても
1名30分100円（30分未満の場合は30分単位に切り上げ）
○（利用資格）第5条（5）の者は倍額とする。

| 工作機械名 | 加工種別 | 加工能力 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ボール盤 | 穴あけ | Φ1.0～Φ13 | KIRA　KRDG-340 |
| ボール盤 | 穴あけ | Φ1.0～Φ13 | ASHINA　ATD-360 |
| ボール盤 | 穴あけ | Φ1.0～Φ13 | KIRA　KID-420 |
| ラジアルボール盤 | 穴あけ | Φ1.0～Φ50 | NAMIKI　NRD-24 |
| ラジアルボール盤 | 穴あけ | Φ1.0～Φ50 | TOA　TRD-600C |
| 高速ボール盤 | 穴あけ | Φ0.3～1.0 | KIRA　KHD-6 |
| スポット溶接機 | 溶接 | 厚み1mm以下 | AVIO　NRW-100 |
| シャーリングマシン | 切断 | アルミ3mm以下<br>ステンレス2mm以下 | 相澤鉄工所　N3-1304<br>幅1280mm以下 |
| 鋸盤 | 切断 | Φ150以下 | 津根精機　PSB-210U |
| 帯鋸盤1 | 切断 | 懐350mm　高さ250 | キヨタ工機　350 |
| 帯鋸盤2 | 切断 | 懐600mm　高さ400 | キヨタ工機　KY-600APH |
| 横フライス盤 | 平面加工 | 600×200×300mm | ENSHU |
| 立フライス盤1 | 平面加工 | 800×280×300mm | 山本鉄工　YH-700 |
| シェーパー | 平面加工 | 300×300×300mm | 山口鉄工所　YS660 |
| 精密旋盤 | 棒材旋削 | Φ2.0～Φ200 | 大隈鉄工所　LK |
| 高速旋盤 | 棒材旋削 | Φ2.0～Φ200 | 山崎マザック　ACE |
| 4つづめ旋盤 | 角材旋削 | □250以下 | 浜津鉄工所 |
| 折り曲げ機 | 曲げ | 厚み2mm以下、幅1m | 薄板の折り曲げ用 |

※帯鋸盤1・2は、刃の消耗具合に応じて別途刃物代（実費）を請求することがある。

○貸し出し工具　1品1日100円　　1日単位で算出する。
○（利用資格）第5条（5）の者は倍額とする。

| 工具名 | 加工種別 | 加工能力 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 電動ドリル | 穴あけ | ― | マキタ　DP4002 |
| 電動のこぎり | 切断 | ― | 日立　CJ7V |

# 機械加工室　オープンショップ消耗品

〇（利用資格）第5条（5）の者は倍額とする。

単位（円）

| サイズ | ボルト | ナット | ワッシャ | 寸切り |
|---|---|---|---|---|
| M1 | 150 | 150 | ー | ー |
| M2 | 10 | 10 | 10 | ー |
| M3 | 20 | 10 | 10 | 380 |
| M4 | 20 | 10 | 10 | 230 |
| M5 | 20 | 10 | 10 | 200 |
| M6 | 30 | 10 | 10 | 130 |
| M8 | 60 | 10 | 10 | 170 |
| M10 | 90 | 30 | 20 | 250 |
| M12 | 170 | 40 | 20 | 380 |

※材質は真鍮・ステンレス・焼入鋼のいずれも同額とする。

別表2

## 工作依頼 利用料金

| 試作工場の利用に関する内規の（利用資格） 第5条による分類 | | A 基本加工費 時間（円） | B 至急加工費 時間（円） | C 材料費 |
|---|---|---|---|---|
| （1） | 産業科学研究所の構成員 | 880 | 1,760 | 実費 |
| （2） | 企業リサーチパーク利用者<br>ナノテクオープンラボ利用者 | 2,640 | 3,520 | |
| （3） | （1）（2）を除く大阪大学構成員 | 3,540 | 4,400 | |
| （4） | 本研究所と共同研究を行う企業 | 4,400 | 5,280 | |
| （5） | その他試作工場の長が特に必要と認めた者 | 5,280 | 6,160 | |

※至急加工は、諸般の事情によって受けられないことがある。
※NC工作機械を使用した場合は、NC工作機械利用料（3,520円/時）が必要となる。

## 利用の形式別、必要となる費用

| 試作工場の利用に関する内規の（利用の形式） 第4条による分類 | | A 基本加工費 | B 至急加工費 | C 材料費 | D 機器使用料 |
|---|---|---|---|---|---|
| （1） | 工作依頼 | ○ または ○ | | ○ | ワイヤ放電加工機 2,440円／時<br>その他NC加工機 2,040円／時 |
| （2） | オープンショップ 自主加工 | － | － | ○ | |
| （3） | オープンショップ 消耗品利用 | － | － | ○ | |

※至急加工は、諸般の事情によって受けられないことがある。
※機器使用料は使用した場合のみ発生し、使用した機器により算定する。